

平成 12 年 3 月 30 日制定
平成 20 年 3 月 31 日改正
令和元年 10 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

京都府手数料徴収条例施行規則別表第 2 より抜粋

基準器検査手数料

基準器検査手数料

(1) 長さ基準器 (タクシーメーター装置検査用基準器に限る。)			14,950 円
(2) 質量基準器			
ア 基準手動天びん (感量が 1 mgを超え、又はひょう量の 2 万分の 1 超に限る。)			5,460 円
イ 基準台手動はかり	ひょう量が 1kg 以下		3,730 円
	ひょう量が 10kg 以下		5,910 円
	ひょう量が 50kg 以下		8,700 円
	ひょう量が 200kg 以下		11,720 円
	ひょう量が 500kg 以下		15,630 円
	ひょう量が 500kg 超		1 個につき 15,630 円に 500 kgまでごとに 7,690 円を加えた額
ウ 基準直示天びん (感量が 1 mgを超え、又はひょう量の 2 万分の 1 超に限る。)			8,810 円
エ 基準分銅	(ア) 1 級である旨の表記のあるもの	表す質量が 200g 以下	3,560 円
		表す質量が 200g 超	8,810 円
	(イ) 2 級である旨の表記のあるもの	表す質量が 5kg 以下	710 円
		表す質量が 50kg 以下	860 円
		表す質量が 50kg 超	9,820 円
	(ウ) 3 級である旨の表記のあるもの	表す質量が 5kg 以下	520 円
		表す質量が 50kg 以下	720 円
		表す質量が 50kg 超	7,920 円
(3) 体積基準器			
ア 基準積算体積計 (計量室の体積が 20L 以下の基準湿式ガスメーターに限る。)			20,540 円
イ 基準タンク	全量が 0.25 m ³ 以下		15,180 円
		予備ゲージグラス 1 本ごとに 7,580 円を加えた額	
	全量が 1 m ³ 以下		37,970 円
		予備ゲージグラス 1 本ごとに 18,980 円を加えた額	
ウ 使用中の油により検査を行う油用の基準タンク			イの区分に従い、それぞれに定める額の 2 倍の額

※記載のないものはお問合せください。